

領域「環境」における内容の変遷と考察 ～幼稚園教育要領に焦点を当てて～

Transition and study of contents in the area “environment” :
Focusing on kindergarten educational guidelines

鈴木 順子
Suzuki Junko
愛知東邦大学教育学部

要 旨

幼児の保育や教育は、環境を通して行うことを基本としている。環境を通して行う保育や教育は子どもが自発的・意欲的に環境に関わっていくことを重視している。領域「環境」に関わる保育の内容もそれぞれの時代の中で、変更されてきた。2018年度から施行されている幼稚園教育要領の領域「環境」に関しても変更があり、その内容についての様々な議論がみられる。本稿では、領域「環境」における内容の変遷について整理した上で、現行の幼稚園教育要領の内容を中心に検討し、考察を行った。

1. 本稿の目的

現在までの領域「環境」の歴史を振り返ると、1945年に日本は終戦を迎え、その2年後の1947年には幼稚園は学校教育法により、学校体系のなかに位置づけられた。1948年に幼稚園の「保育要領」、1956年に幼稚園教育要領が策定され、1964年に告示された。幼稚園教育要領は、その後25年間は改訂されなかったが、地域社会や様々な家庭環境にも変化がみられ、幼児教育の重要性が認識されるようになり、平成の初期における幼稚園教育要領ではそれまでの目標や方法を大きく変更する改訂が行われた。以来、幾度かの改訂が行われている。

「環境」という言葉が教育の世界に浸透してきた背景には、現在の子どもを取り巻く社会状況の急速な変化が起因している。都市化現象による遊び場の損失、少子化による人とのかかわりの希薄化など、子どもの発達という点からみると、子どもを取り巻く環境は必ずしも好ましい方向に向かっているとは言えない状況下では、幼稚園・保育所を始めとする保育現場に対する期待は大きいといえる¹⁾。

近年の子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの生活や発達に様々な影響を及ぼしており、それは保育内容にも影響を与えている。保育の内容は、乳幼児期に体験すべき好ましい生活や遊びである。幼稚園教育要領の保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の教育の5領域がある²⁾。領域「環境」は幼稚園教育要領によると、「周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」ことを目指している。

明治期に幼稚園が設置されて以後、領域「環境」に関わる内容についても様々な変遷がされてきた。2018年度から

は幼稚園教育要領や保育所保育指針が新たに施行されている。この中で領域「環境」に関しても変更され、その内容についての様々な議論もみられる。本稿では、「幼稚園教育要領」に関する資料及び先行研究の論考を基に、領域「環境」における内容の変遷について整理した上で、2018年度施行の幼稚園教育要領の内容を中心に検討し、考察を行った。

Ⅱ. 保育内容と領域について

1. 「領域」に関する背景

時代が昭和から平成へと移行する中で日本は世界でも有数の経済大国になった。しかし、経済的な豊かさと反比例するように、子どもをめぐる状況は、悪化の一途をたどっていた。たとえば、小学校・中学校では、校内暴力、不登校、いじめなどが多発していた。また学歴社会が進行する中、知的早期教育に傾斜する幼稚園・保育所も目立ち、園から子どものいきいきとした表情が失われている姿もみられた。保育・教育界は、こうした状況の変化に対し、緊急に対応する必要があった。また時代は21世紀を目前に控え、情報化、国際化という変化に対応することも求められた。保育・教育界もこうした新たな課題に応える必要が出てきた。こうした中、当時の文部省は1989年、幼稚園に関しては6領域を廃し、5領域を提示した。5領域は一斉画一的な指導のもと、教科的に取り上げるようなものではなく、「発達を見る視点」にすぎないとされた³⁾。

2. 学校教育法の幼稚園教育における5領域

現在の幼稚園教育要領（以下、「要領」という）は幼児の発達特性に基づいて組み立てられている。これは、学校教育法第22条の「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」ということを具体化したものである。つまり、幼稚園教育の目的は、「教える」ということではなく、幼児の発達課題を踏まえて、幼児の「やりたい」と思うことを十分に経験させることが大事であると示したものと見える⁴⁾。2017年改訂要領の前文には、幼児期の教育が「学校の始まり」と新たに明記された。しかし、学校教育法第22条では、「幼児を保育し」（下線部は筆者）と記載されており、敢えて「教育」とは書かれていない。幼児期の発達特性を踏まえると、その教育のあり方は小学校以降の学校教育とは大きく異なるものという考え方にたつて、「保育」という言葉を選んだと当時法案作成に深く関わった倉橋惣三は書いている⁵⁾。

教育内容としての5つの領域は、小学校教育課程の教科科目と類似しているようにみえるが、その運用は明確に異なっている。小学校では「国語」「社会」「理科」などの教科や科目を学ぶ際、それぞれに関連性はあるものの、実施や評価の方法は各々独立している⁶⁾。これに対して要領では、「各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に始動されるものであることに留意しなければならない」とされている。つまり、各領域は小学校教育の教科のように個別に指導されるのではなく、それらが相互に関連し合いながら、具体的な生活場面の中で総合的に始動されるものなのである⁷⁾。

3. 保育内容の構造と領域の意味づけ

保育の内容は、乳幼児期に体験すべき好ましい生活や遊びである。保育内容は子どもの「育ちたい」内容と保育者の「育てたい」内容が統合化されたものであるといえる。このような保育内容を構造的、組織的により具体化したものに要領や保育所保育指針の保育内容がある⁸⁾。

具体的には、要領「第2章ねらい及び内容」に記されている。要領の保育内容の根拠法は、学校教育法第23条の幼稚園教育の5つの目標であり、この目標が教育の5領域になっている。保育の目標が、具体化されて領域である保育内容になり、各保育内容の中に、「ねらい」があり、更に具体的な生活や遊びの「内容」があり、その配慮事項が「内容の取扱い」として構成されている。これが保育内容の構造である⁹⁾。「領域」という用語は、1956年の要領から使用されている。この時、幼稚園教育の目標を具体化して指導内容を導き出し「望ましい経験」として6領域（健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作）に分類した。1964年の改訂を経て、1989年に幼児の発達の側面からまとめた5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）に編成され、現在に至っている¹⁰⁾。

幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」という5つの領域が示されている。

各領域に示している事項は幼児の生活を通し総合的な指導を行う際の視点であり、幼児のかかわる環境を構成する場合の視点である¹¹⁾。

視点や領域とは、保育内容を具体的に示す際に使用する言葉であり、「保育の目標を達成するために子どもが園で活動するすべての経験や活動を、その内容の性格に沿って大きく分類したもの」¹²⁾である。

Ⅲ. 環境に関する考え方

1. 環境の定義

「環境」とは、「①広く生物が生活する場の周囲の状態。人間では、自然環境・社会環境などに分けられる、②心理学で、意識・無意識にかかわらず、個体に影響をおよぼす外界の諸条件」¹³⁾、「①めぐり囲む区域。②周囲の事物。特に人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界。自然的環境と社会的環境とがある」¹⁴⁾、「人間その他の生物をとりまき、それに何らかの影響を与えるものとしての外界」¹⁵⁾と記されている。

本来「環境」という言葉は、中国で発祥し、「めぐり囲まれた地域」の意味であった。英語で環境を意味する「environment」の当初は「取り巻かれること」「周囲、外界」等を意味していたが、1600年代以降、「生命あるものを取り巻く周囲の自然界の総和」を意味するように変化した。明治に西欧の生物学が移入されて生物に働きかける自然である「environment」を日本の学会では「環境」と翻訳した。また日本では人間と自然環境との関わりについて明確に扱ったものとして、和辻（1889～1960年）による「風土」（1935年）¹⁶⁾がある。「風土」という言葉は人間が生活している地域の気候の特徴、大地の状況、草原や森林等の植生を総合したものであり、それが人間の考え方、生活様式にどのように影響しているかを明らかにした言葉である。よって、現在では「風土」とは人間の考え方や生活に働きかけ影響する自然環境として理解されている。また「環境」という言葉の意味を自然環境だけでなく、生物相互の環境として、社会環境という意味が強調されるようになってきた。現在では「環境」という言葉は、生物や人間を取り巻く「自然環境」と生物や人間の生活する「社会環境」とを包括するものとなった¹⁷⁾。

また中世以降の近代国家において、子どもの発達は先天的条件（遺伝）と後天的条件（環境）のどちらかで決まるのかという論争があった。近代国家においては、人間としての素質を生かすためには、後天的条件（環境）を準備することが必要であるとし、人間の成長・発達にとって環境という後天的条件（環境）が重要であると考えられるようになった¹⁸⁾。

2. 領域「環境」について

領域「環境」は保育内容の5領域の一つで、身近な環境とのかかわりに関する領域である。小学校入学までに、「周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。（2017年改訂要領第2章ねらい及び内容 環境）」ことを目指している。そのねらいは、①心身の育ちに関する「身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ」、②意欲の育ちに関する「身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする」、③態度の育ちに関する「身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする」の3つが柱となっている。そして、そのねらいを達成するための内容が12項目、内容の取扱いが5項目挙げられている。これらは、それぞれの保育施設での子どもの生活全体を通して、他の領域とも関連を持ちながら、次第に達成されていくものである。

IV. 保育内容「環境」の歴史的変遷

「環境」における保育内容の歴史的変遷についてみていく。尚、以下に示す文中の下線部については各時代の領域「環境」に関連する事項の一つの特徴であり、本稿の考察の手がかりとした箇所である。

1. 明治期から大正期

(1) 明治期初期

1872年に学制が頒布された。学制第22章に「幼稚小学は男女の子弟6歳迄のもの小学に入る前の端緒を教えるなり」とあるが細かい規定はない。日本で最初の幼稚園である東京女子師範学校付属幼稚園が1876年に開設された。保育科目は大きく3つに分かれている。第一物品、第二美麗科、第三知識科である。その後の領域「環境」に関係あるものは第一物品科と第三知識科である。保育科目は第三知識科の具体的な活動だが、フレーベルの恩物を用いた活動が多く含まれている。保育科目には活動が多く含まれている。保育科目には後の手技に含まれる内容が多く含まれる。手技はフレーベルの恩物をまとめた項目である¹⁹⁾。

(2) 明治期から大正期-4項目時代

1879年に教育令が公布され、日本の教育法令史上初めて幼稚園という名称が用いられたが、保育内容についての記述はなかった。1899年の幼稚園保育及設備規定において保育内容を遊嬉、唱歌、談話、手技の4項目の中で領域「環境」に関係があるのは、談話と手技である²⁰⁾。幼稚園保育及設備規定には、談話と手技について、「談話は、幼児にとって有益で興味の深い話をするもので、実際の保育は談話を中心として展開することが多かった。談話は更に自然について話すことによって、徳性の涵養にとどまらず、幼児の自然に対する興味や観察力を養おうとした」、また「手技は、恩物や絵画などが含まれるもので、これまでの恩物は手技という項目で一括され『手及び眼を練習し心意発育の資と

す』とある」と記されている。

2. 昭和期

(1) 昭和初期-5項目時代

1926年に幼稚園に関する最初の単独の勅令である幼稚園令が制定され、翌年には幼稚園令及幼稚園令施行規則」には、保育内容は遊戯、観察、談話、手技等と5項目が示された。保育内容は新たに「観察」と「等」が加えられた。領域「環境」に関係があるのは、「観察」と「手技等」である²¹⁾。「観察」は自然と人事の観察をすること、つまり自然現象や動植物、鉱物などを観察させること、人事の観察とは商店、交通など人間が作り上げた社会環境や親子、きょうだいなどの人間関係を観察することが期待されたようである。幼稚園令制定以前から園芸や飼育を通して動植物に接する機会をもつ幼稚園が増えていた中、おおむねこの新項目は歓迎されたようである²²⁾。「等」は5項目以外の保育内容として、新しい保育内容・方法を随時、導入することができるようにしたものと理解され、「会集、園外保育、恩物、読み方と教え方、生活訓練」などがあげられた。

(2) 第2次世界大戦後から昭和時代末まで

1948年の「保育要領-幼児教育の手引き（文部省刊）」の保育内容には（1）見学、（2）リズム、（3）休息、（4）自由遊び、（5）音楽、（6）お話、（7）絵画、（8）製作、（9）自然観察、（10）ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、（11）健康保育、（12）年中行事の12項目があげられ、「楽しい幼児の経験」であるとされた。5項目と比較し、異なる点は①幼児の広い生活範囲が保育内容として取り上げられたこと、②保育の内容を経験であるとしたこと、③幼児の総合的な活動が取り上げられたことである。12項目のうち、領域「環境」に関係がある項目は「見学、自然環境、年中行事」である²³⁾。「まえがき」には、「出発点となるのは子どもの興味や要求であり、その通路となるのは子どもの現実の生活であることを忘れてはならない」とあるように経験主義の立場から子どもを中心とした内容を示したものであり、子どもの自由、自発性を重視している²⁴⁾。保育要領の「見学」には「幼児には、広い範囲にわたっているいろいろの経験をさせることが望ましい。そしてその経験は、なるべく实际的、経験的でなければならない。（中略）園外に出て行って、園内では経験できない生きた直接の体験を与える必要がある。具体的な場所としては、花屋、靴屋、動植物園、昆虫採集等をあげている」、「自然環境」には、「幼児にとって自然界の事物・現象は驚異と興味の中心をなす未知の世界である。それで幼児期から素朴な直感によってものごとを正しく見、考え、正しく扱う基礎的な態度を養うことが大切である。具体的に月の活動が小川あそび、草花つみ、水あそび、どんぐり拾い、雪遊び等」が示されている。「年中行事」には、「幼児の情操を養い、保育に変化と潤いを与え、郷土的な気分を作ってやる上から、年中行事はできるだけ保育に取り入れることが必要である。元来、わが国古来から行われている年中行事、ことに祭りなどは子どもが参加し、楽しむ行事は子どもを中心に行っている。これをそのまま保育に取り入れて、とても楽しみ合う気持ちを養うことができる」と記されている²⁵⁾。上記の点線箇所は2017年改訂の要領（解説）において新たに追加された箇所と併せて考察する内容である。

(3) 幼稚園教育要領の刊行-1956年の領域「社会」と「自然」

1956年に刊行された要領の保育内容には「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に分

類された。保育要領では系統的に組織付けられていなかったのに対し、要領の目標を達成するためには、「幼児の発達上の特質を考え、目標に照らして、適切な経験を選ぶ必要がある」とされた。また「まえがき」には「1. 幼稚園の保育内容について小学校との一貫性を持たせるようにしたこと」「2. 幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上で役立つようにしていること」「3. 幼稚園教育上の留意点を明らかにしたこと」の3点であった。各内容は「楽しい幼児の経験」から指導計画を立案するうえでも役立つための幼児の「望ましい経験」と位置付けられた²⁶⁾。領域「環境」と関連する内容は「社会」と「自然」である（表1参照）。「社会」の（3）には「きまりを守る」が明記されており、その詳細については「遊びや仕事のきまりを守る」「幼稚園に来たとき、帰るときにあいさつをする」「へやのなかや廊下のきまりに従う」「特別な場所へ行くときは、どこへ行くかを告げ、許しを得る」と具体的に記載されている。また（4）の「物をたいせつに使う」の中で「仕事や遊びの道具を、正しくたいせつに使う」「物を紛失したときは、すぐにその旨を届ける」と記載されている。（8）の「幼稚園や家庭や近隣で行われる行事に、興味や関心をもつ」には「みんなといっしょに国の祝日などを楽しむ」と記されている。「正しく」や指導的の文言がみられる。

要領の6領域は小学校との一貫性をもたせる意図から小学校の教科と近似して示されたため、小学校の教科に直結する形で認識されたり、または教科的であると批判が出たりした。1956年の要領における領域「自然」と1958年の「小学校学習指導要領の理科」との内容の比較は表2に示したとおりである²⁷⁾。

1964年の要領は文部省告示となり、望ましい幼児の経験や活動の意義を明確にし、「幼稚園教育の特質に基づき、各領域は小学校における各教科とその性格が異なるものであることに留意しなければならない」と記し、小学校以上の教科でないことを示した。領域「環境」に関連した領域は「社会」と「自然」である（表3参照）。「社会」の（2）の具体的な内容の例として、「父母や先生などに言われたことをすなおにきく」「人に親切にし、親切にされたら礼をいう」等、「自然」の（2）の例として、「身近にある遊具や用具を使うときに、その使い方をくふうする」「日常生活を通して、物の性質の違いや、電気、熱、光、音などの事象に興味や関心をもつ」等が記されている。またそれぞれの領域には4つの指導の方法が示されている。

表1 1956年の幼稚園教育要領の領域「環境」関連の「望ましい経験」

<p>2 社会</p> <p>(1) 自分でできることは自分でする。</p> <p>(2) 仕事をする。</p> <p>(3) きまりを守る。</p> <p>(4) 物をたいせつに使う。</p> <p>(5) 友だちと仲よくしたり、協力したりする。</p> <p>(6) 人々のために働く身近な人々を知り、親しみや感謝の気持ちをもつ。</p> <p>(7) 身近にある道具や機械を見る。</p> <p>(8) 幼稚園や家庭や近隣で行われる行事に、興味や関心をもつ。</p> <p>3 自然</p> <p>(1) 身近にあるものを見たり聞いたりする。</p> <p>(2) 動物や植物の世話をする。</p> <p>(3) 身近な自然の変化や美しさに気づく。</p> <p>(4) いろいろなものを集めて遊ぶ。</p> <p>(5) 機械や道具を見る。</p>
--

出典：文部省「幼稚園教育要領・第二章幼稚園教育の内容」（昭和31年度）の文書をもとに筆者作成

表2 1956年改訂「幼稚園教育要領の領域『自然』」と1958年改訂「小学校学習指導要領の『理科』」の内容を比較

<p>領域「自然」における「望ましい経験」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身近にあるものを見たり聞いたりする。 2. 動物や植物の世話をする。 3. 身近な自然の変化や美しさに気づく。 4. いろいろなものを集めて遊ぶ。 5. 機械や道具を見る。 <p>小学校「理科」第1学年における「内容」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 校庭や野山の自然に接し、全体的・直覚的な観察や遊びなどを通して生物に興味をもち、それらの性状や生活の目だった様子に気づき、生物をかわいがるように導く。 (2) 天気や土地の様子に興味をもち、それらについて簡単な事実に気づくようにする。 (3) おもちゃや身近にある道具で遊び、それらの使い方や作り方をくふうし、簡単な事実に気づくように導く。

出典：文部省「幼稚園教育要領・第Ⅱ章幼稚園教育の内容（昭和31年度）」、文部科学省「小学校学習指導要領（妙）・第二章各教科 第四節理科 第二各学年の目標および内容（昭和33年10月1日文部告示第80号）」の文書をもとに筆者作成

表3 1964年の幼稚園教育要領の領域「環境」関連の保育内容

<p>2 社会</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。 (2) 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。 (3) 身近な社会の事象に興味や関心をもつ。 <p>3 自然</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身近な動植物を愛護し、自然に親しむ。 (2) 身近な自然の事象などに興味や関心をもち、自分で見たり考えたり扱ったりしようとする。 (3) 日常生活に適應するために必要な簡単な技能を身につける。 (4) 数量や図形などについて興味や関心をもつようになる。
--

出典：文部省「幼稚園教育要領・第2章内容」（昭和39年3月23日文部省告示第69号）の文書をもとに筆者作成

（4）1989年の改訂による領域「環境」への転換

1989年には要領が改訂され、6領域から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に変更された。第2章のねらい及び内容には、「ねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される心情・意欲・態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である」と示された。この5領域は幼児の発達の側面からまとめられたものとして、領域「環境」は「身近な環境とのかかわりに関する領域」とされている。領域「環境」には、「この領域は、自然や社会の事象などの身近な環境に積極的にかかわる力を育て、生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から示したものである」と記され、「自然の事象に関心をもつ」「身近な動植物に親しむ」「遊具や用具を使う」「物の性質」等、かつての領域「自然」の内容と共通するものがみられる。領域「自然」が小学校の「理科」と直結した見方をされがちであったのに対し、さらに広がりをもった環境へのかかわりを示すことによって幼稚園教育の特質である総合的な指導を明確にしたといえる。これまで記されていた具体的な活動や指導の方法は示されていない。指導上の留意事項では、1964年の要領における領域「自然」と1989年の要領における領域「環境」をみると（表4参照）、子

表4 1964年の領域「自然」と1989年の領域「環境」の指導上の留意事項

<p>1964年の領域「自然」（第2章内容 自然 指導にあたっての留意）</p> <p>ア自然に親しむ態度や自然に対する感動の芽生えをつちかうようにすること。</p> <p>イきわめて簡単な自然科学的事実に気づかせ、それを正しく見たり考えたりしようとする気持ちを育て、できるだけくふうや創意をはたかせるように導き、幼児の発達に応じた考察力や理解力を養うようにすること。</p> <p>1989年の領域「環境」（第2章ねらい及び内容 環境 3 留意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探求心などが養われるようにすること。
--

出典：文部省「幼稚園教育要領・第2章内容（昭和39年3月23日文部省告示第69号）」、文部科学省「幼稚園教育要領・第2章ねらい及び内容 環境 3 留意事項（平成元年3月15日文部省告示第23号）」の文書をもとに筆者作成

どもを取り巻く環境の変化による課題に対応するため、科学的な知識だけでなく、自分からかかわる意欲や体験に基づく感動とその伝え合いを重視することへと変化している²⁸⁾。

V. 2017年改訂要領における「環境」について

1. 要領の「環境を通して行う教育」

教育および保育は「環境を通して行われる」ものであることを基本としている。幼稚園教育の目的として、学校教育法第22条では「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とし、それを受けて要領の「第1章総則-第1幼稚園教育の基本」には「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」と明記されている。これらを踏まえ、次の事項が示されている。「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」「遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること」「幼児一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」を重視して教育を行わなければならないとしている²⁹⁾。

また要領の第1章総則「第4指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価-1指導計画の考え方」には、「幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである」と記されている。

汐見は「環境を通じた教育」を「保育者指導型」保育の反対と述べている。つまり、子どもは教えられたり、指示されたりするから育つ・発達するのではなく、自分で自分を伸ばしたい、できるようになりたいと思い、そのために自分であれこれにチャレンジして、結果として自分を伸ばしていく存在という捉え方があるとしている³⁰⁾。

2. 要領解説の「環境を通して行う教育」

文部科学省の「幼稚園教育要領解説」（平成30年2月）の第1章総説「第1節幼稚園教育の基本、2環境を通して行う教育（1）環境を通して行う教育の意義」では、「幼稚園は、幼児期にふさわしい幼児の生活を実現することを通して、その発達を可能にする場である。そのためには、家庭や地域と連携を図りながら、幼稚園でこそ得られる経験が実現できるようにする必要がある。したがって、幼稚園教育においては、学校教育法に規定された目的や目標が達成されるよう、幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児の生活の実情に即した教育内容を明らかにして、それらが生活を通して幼児の中に育てられるように計画性をもった適切な教育が行わなければならない。つまり、幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う教育」が基本となるのである。（2）幼児の主体性と教師の意図では、「教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人ひとりの幼児が教師の援助の下で主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開である」と記されている³¹⁾。

また第2章「ねらい及び内容-第3節環境の構成と保育の展開」³²⁾の箇所は、保育所保育指針（以下、「指針」という）と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「解説」には掲載されていない。それほど「環境」に対する教育的理解

が重要だといえる。

第1章総説の「第4節指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価-1指導計画の考え方（1）幼児の主体性と指導の計画性」には、「幼稚園教育においては、幼児期の発達の特性から、幼児が自ら周囲の環境と関わり、活動を展開する充実感を十分に味わいながら、発達に必要な体験を重ねていくようにすることが大切である。また、一人一人の幼児が教師や他の幼児との集団生活の中で、周囲の様々な環境に関わり、主体性を発揮して営む生活は、生きる力の基礎を培う上で極めて重要な意義をもっている。しかし、周囲の環境が発達に応じたものでなかったり、活動に対して適切な指導が行われなかったりすれば、幼児の興味や関心が引き起こされず、活動を通しての経験も発達を促すものとはならない。すなわち、幼児が主体的に環境と関わることを通して自らの発達に必要な経験を積み重ねるためには、幼稚園生活が計画性をもったものでなければならない。」と記されている³³⁾。

3. 2017年改訂要領における領域「環境」の追加内容と要領解説から

（1）内容〈要領に追加された事項〉

以下の下線部は変更箇所、または新たに追加されたものである。

①第2章ねらい及び内容、環境2内容 （6）日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
→新たに追加された。

②2008年改訂：第2章ねらい及び内容、環境2内容（7）身近な物や遊具に興味をもって かかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。→2017年改訂：第2章ねらい及び内容、環境2内容（8）身近な物や遊具に興味をもって 関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

（2）内容の取扱い〈要領に追加された事項〉

①第2章ねらい及び内容、環境3内容の取扱い （4）文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。→新たに追加された。

②2008年改訂：第2章ねらい及び内容 環境3内容の取扱い（1）幼児が、遊びの中で周囲の環境と かかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。→2017年改訂：第2章ねらい及び内容、環境3内容の取扱い（1）幼児が、遊びの中で周囲の環境と 関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

表5 2017年改訂幼稚園教育要領「第2章ねらい及び内容 環境 2内容」

<p>環境 2内容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。</p> <p>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>(4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</p> <p>(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。</p> <p>(7) 身近な物を大切にする。</p> <p>(8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>(9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。</p> <p>(10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。</p> <p>(11) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。</p> <p>(12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</p>

出典：文部科学省「幼稚園教育要領・第2章ねらい及び内容」（平成29年3月31日文部科学省告示第六十二）の文書をもとに筆者作成

(3) 文部科学省による要領の解説（平成30年2月）

上記の2-(1)(2)の追加項目についての解説を以下に記した。

① 2-(1)-①「内容」の解説

第2章ねらい及び内容、環境2内容(6)については、解説の第2章ねらい及び内容、第2節「各領域に示す事項」、3身近な環境との関わりに関する領域「環境[内容](6)」に記載されている。

「幼児が、日常生活の中で我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れ、長い歴史の中で育んできた文化や伝統の豊かさに気付くことは大切なことである。このため、例えば、教師と一緒に飾りを作りながら七夕の由来を聞くなどして、次第にそのいわれやそこにこめられている人々の願いなどにも興味や関心をもつことができるようになることが大切である。また、幼稚園においては、例えば地域の祭りに合わせて、地域の人が幼稚園で太鼓のたたき方を見せてくれる機会をつくるなど、地域の人々との関わりを通して、自分たちの住む地域に親しみを感じたりすることが大切である。」³⁴⁾

② 2-(1)-②「内容」の解説

第2章ねらい及び内容、環境2内容(8)については、解説の第2章ねらい及び内容の第2節「各領域に示す事項」、3身近な環境との関わりに関する領域「環境[内容](8)」に記載されている。

「身近にある物や遊具、用具などを使って試したり、考えたり、作ったりしながら、探究していく態度を育てることが大切である。身近にある物を使って工夫して遊ぶようになるためには、教師は、幼児が心と体を働かせて物とじっくりと関わり合えることができるような環境を構成し、対象となるその物に十分に関わり合えることができるようになることが大切である。幼児は、手で触ったり、全身で感じてみたり、あることを繰り返しやってみたり、自分なりに比べたり、これまでの体験と関連付けて考えたりしながら物に関わっていく。このような関わりを通して、幼児は物や遊具、用具などの特性を探り当て、その物や遊具、用具などに合った工夫をすることができるようになる。それゆえ、教師はこのような幼児の力を信頼し、その上でどのような援助が必要か考えていくことが大切である。」³⁵⁾

③ 2-(2)-①「内容の取扱い」の解説

第2章ねらい及び内容、環境3内容の取扱い(4)については、解説の第2章ねらい及び内容、第2節「各領域に

示す事項」、3身近な環境との関わりに関する領域「環境 [内容の取扱い] (4)」に記載されている。

「幼児は、地域の人々とのつながりを深め、身近な文化や伝統に親しむ中で、自分を取り巻く生活の有り様に気付き、社会とのつながりの意識や国際理解の意識が芽生えていく。このため、生活の中で、幼児が正月の餅つきや七夕の飾りつけなど四季折々に行われる我が国の伝統的な行事に参加したり、国歌を聞いたりして自然に親しみを感じるようになったり、古くから親しまれてきた唱歌、わらべうたの楽しさを味わったり、こま回しや凧揚げなど我が国の伝統的な遊びをしたり、様々な国や地域の食に触れるなど異なる文化に触れたりすることを通じて、文化や伝統に親しみをもつようになる。幼児期にこのような体験をすることは、将来の国民としての情操や意識の芽生えを培う上で大切である。」³⁶⁾

④ 2-(2)-②「内容の取扱い」の解説

第2章ねらい及び内容、環境3内容の取扱い(1)については、解説の第2章ねらい及び内容、第2節「各領域に示す事項」、3身近な環境との関わりに関する領域「環境 [内容の取扱い] (1)」に記載されている。

「幼児は、遊びを通して周りの環境の一つ一つに関わる。そこから何か特定のことを分かっていくとして関わるわけではなく、知りたいとか、面白く遊びたいから関わるのである。このため、教師は、環境の中にあるそれぞれのものの特性を生かし、その環境から幼児の興味や関心を引き出すことができるような状況をつくらなければならない。幼児は初めからどう扱ったらよいか分かっていたり、必ず面白くなると分かっていたりするものだけでなく、どうすれば面白くなるのかよく分からないものにも積極的に関わっていく。つまり、幼児にとっては、周りにあるあらゆるものが好奇心の対象となっていくのである。このため、幼児が扱いやすい遊具や用具、物を用意することだけでなく、幼児の能動性を引き出す自由な空間や物を配置し、あるいは幼児がどうしても分からないときなどに教師が援助することが大切になる。(中略)このような体験を通して、幼児は考えることの楽しさや喜びに気付き、自分の考えをよりよいものにしようという気持ちが育っていく。そのため、教師は、幼児が自分なりに環境に関わる姿を大切にするとともに、場やものの配置を工夫したり、教師も一緒にやってみたりして、幼児が互いの考えに触れることができるような環境を構成することが大切である。」³⁷⁾

4. 保育内容の領域「環境」に関する議論

2017年改訂要領・指針の内容について、研究者の議論がみられる。

中西(2017)は日の丸・君が代についての項目が盛り込まれた事に対し、教育現場に持ちこまれる復古主義について、「安倍政権の教育政策が特異な歴史観にもとづく主張を教育現場に押しつけようとしている。特異な歴史観とは、かつて日本がアジアに対して行った侵略戦争をはっきり侵略と認めようとせず、天皇主義の下で『臣民』である国民の人権が奪われた戦前の国家体制を肯定する主張・考え方を言います。(中略)『国家主義』に立つ教育をすすめようとしている。子どもへの育て方に政府・国家が直接に介入するやり方である。」と述べている³⁸⁾。

環境の「内容の取扱い」の中で、「自ら考えようとする」から「自分の考えをよりよいものにしようとする」という文言に変更された。大宮は「よいこと、悪いこと」という基準を盛り込めば、子どもの考えは大人によって、よいもの、正しいものへと修正すべきものとみなされることになるのではないか。「正しいこと、よいこと」への指導の強調は今回改訂された、自分なりに考えたり探究する、いわゆる「深い学び」を抑圧する恐れがあるのではないかと

指摘している³⁹⁾。

また大宮は「日常生活の中で、わが国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」という新たな内容について以下のように指摘している。「何をもって、伝えるべき『我が国の文化と伝統』とするかは、その園の地域性や受け継がれてきた生活文化や行事、さらには価値観によって多種多様であっていい。というか多様でなければならない。しかし、『国家』というきわめて具体的なものを『文化と伝統』の代表として特定しようというのが、『育てほしい姿』の考え方である。そうした特定の立場から選択された『文化や伝統』を現場に強く求めるということは、子どもから見れば、ふだんの身の回りの生活にはないもの、子ども自身にとって『意味』が理解できないもの、そして自ら創り出す生活や遊びに生かすことができないようなものを、保育の中で『与えられ教えられる』ことを意味している。だから、一方的な教え込み・指導を奨励するような文言が入ってしまうのではないかと述べている⁴⁰⁾。

VI. 「指導」と「援助」について

1. 「指導」から「援助」への転換

1990年の厚生省における指針の改訂は要領に並び、3歳以上児を6領域から5領域に、「指導から援助へ」に変更された。

新指針の作成委員長であった平井信義氏は「新保育指針が『保育者主導の保育から子ども中心の保育へ』180度転換するものであり、幼稚園の保育も保育所における保育も『幼児の自発性の発達を援助しよう』ということではなければならない。子どものあそびを『援助』するというのは、保育者が先導して指導することではなく、『環境』を豊かにすることである』と主張している⁴¹⁾。

2. 「指導」と「援助」の言葉の意味

「指導」とは「①人を（一定の方向へ）教え導くこと。②役所が命令の形をとらないのでそうさせること⁴²⁾、「正しいと信じる目的・方向に教え、導くこと⁴³⁾、「援助」とは「たすけること⁴⁴⁾、「困っている者に力を貸して助けること⁴⁵⁾と記されている。また保育用語辞典⁴⁶⁾に記載されている「指導」とは「子どもの内面を読み取り、必要な援助や環境構成などを含む子どもへの対応を指導という。要領の『総則』の中に、『幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること』と記載されている。この指導の意味は、日々の保育の中で見られる幼児を丁寧に理解し、その幼児に課題となっていることをしっかりと把握したうえで、その子どもに必要な援助や指導を丁寧に検討したうえで実践し、その成果や問題点を記録し、さらに明日の保育につなげていくことによって見通しを持った関わりを日々積み重ねていく具体的な実践の場面である。そのために、保育者は、日々の子どもの観察や活動の展開の中から発達の姿を理解すると同時に、子どもへの対応を計画の中に位置づけることが重要な役割となっている」と述べられている。

「援助」については、「保育者等の専門職が利用児者等に対して行う保育活動、相談活動を総称して『援助』という。『子育て支援』のように『支援』という文言も用いられる場合があるが、意味としてはほぼ同義として捉えてよい。保育の場面において、利用児者や保護者に対する活動である援助は、大別すると2つに分類される。1つが「直接的援助」である。これは利用児者や保護者と直接関わり合い、コミュニケーションをとって保育者自身が行う援助活動

である。保育所での乳幼児への関わりなどは、この分類に入る。もう1つが「間接的援助」である。これは利用児者などに直接は関わらないが、物的環境や人的環境を含め、利用児者に対してより良い影響、支援を行えるように調整することなどをいう。保育視野としては、直接的援助はもちろんのこと、間接的援助を含め、トータルとしての援助活動を展開していくことが望まれている」と記されている⁴⁷⁾。

3. 2017年改訂の要領と指針における「指導」と「援助」

「指導」と「援助」は現要領、指針では、どのような文言で記載されているのであろうか。

2017年改訂の指針における第2章「保育の内容」では、「『内容』は、『ねらい』を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである」また「『教育』とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である」と明記されている。

それに対し、2017年改訂の要領における第2章「ねらい及び内容」では、「内容は、ねらいを達成するために指導する事項である」また「内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること」と明記されている。

以上のように、指針には「援助」、要領には「指導」という言葉が記されている。では、各解説書には上記で述べた文言に関して、どのように解説がされているか以下に記載する。

4. 2017年改訂の要領と指針の解説から

(1) 指針「第2章保育の内容」(厚生労働省)の解説

主に教育に関わる側面からの視点として、各時期の保育が何を意図して行われるかを明確にしたものである。すなわち、子どもが生活を通して発達していく姿を踏まえ、保育所保育において育みたい資質・能力を子どもの生活する姿から捉えたものを「ねらい」とし、それを達成するために保育士等が子どもの発達の実情を踏まえながら援助し、子どもが自ら環境に関わり身に付けていくことが望まれるものを「内容」としたものである。また、乳幼児の発達を踏まえた保育を行うに当たって留意すべき事項を、「内容の取扱い」として示している。ただし、保育所保育において、養護と教育は切り離せるものではないことに留意する必要がある。子どもは、保育士等によりその生命の保持と情緒の安定が図られ、安心感や信頼感の得られる生活の中で、身近な環境への興味や関心を高め、その活動を広げていく。保育の目標に掲げる「望ましい未来をつくり出す力の基礎」は、子どもと環境の豊かな相互作用を通じて培われるものである。乳幼児期の教育においては、こうした視点を持ちながら、保育士等が一方的に働きかけるのではなく、子どもの意欲や主体性に基づく自発的な活動としての生活と遊びを通して、様々な学びが積み重ねられていくことが重要である⁴⁸⁾。

(2) 要領「第2章ねらい及び内容」(文部科学省)の解説

要領の第2章「ねらい及び内容」において、各領域に示されている事項は、幼稚園教育が何を意図して行われるかを明確にしたものである。すなわち、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものを「ねらい」とし、それを達成するために教師が幼児の発達の実情を踏

まえながら指導し、幼児が身に付けていくことが望まれるものを「内容」としたものである。そして、このような「ねらい」と「内容」を幼児の発達の側面からまとめて以下の五つの領域を編成している。しかし、幼児の発達は様々な側面が絡み合って相互に影響を与え合いながら遂げられていくものである。要領第2章の各領域に示している事項は、教師が幼児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、幼児の関わる環境を構成する場合の視点でもあるといえる。その意味から、幼稚園教育における領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるので、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。領域の「ねらい」と「内容」の取扱いに当たっては、このような幼稚園教育における「領域」の性格とともに、領域の冒頭に示している領域の意義付けを理解し、各領域の「内容の取扱い」を踏まえ、幼児の発達を踏まえた適切な指導が行われるようにしなければならない⁴⁹⁾。

Ⅶ. 考察

本稿では、保育内容の歴史的変遷から領域「環境」について述べてきた。領域「環境」に関わる内容の変遷をみると、現在での文言とは異なっているが、各時代の「環境」に関わる内容の思いが、現在にも含まれ、繋がっていると感じられる。これまで子どもを取り巻く社会環境は変化してきたが、どの時代においても、子どもにとって何が必要で、何が大切なのかを考えようとする努力が重ねられてきたと考えられる。その成果がそれぞれの時代の保育内容に反映されている。

領域という言葉が、初めて用いられたのは、1956年の要領である。1948年発行の「保育要領」では、保育内容12項目の「楽しい幼児の経験」として網羅している。このため、保育内容を組織的に区分することが必要になり、1956年の要領では、6領域を設けた。小学校以上の教育とは違いとされながらも、小学校の教科名と似ており、混乱が生じたため、1964年の改訂では教科との誤解を避けるために領域の性格を示した。

要領の大きな転換は、1989年の要領である。この時期は少子化、都市化、核家族化等が進み、子育ての変容が大きくなり、25年ぶりの改訂となっている。保育内容においては、「6領域から5領域」「環境における保育」「子どもを中心とした保育」として、それ以前の教科中心から子ども中心とした保育内容の変化があった。

また「指導」から「援助」へと言葉が変更され、その言葉の意味の捉え方に対する見解もあった。保育内容の変遷の中で、「指導」の保育がされてきた経緯がある。1990年には「指導から援助へ」の変化がみられたが、2017年改訂要領での環境の保育内容には様々な議論がされており、「指導」的背景がみられる。それは要領の第2章「ねらい及び内容」、指針では第2章「保育の内容」の保育内容に記載された事項に関して、国の指導的介入がみられる点である。以前の「保育要領」や1956年の要領にもみられた「正しく指導する」という国の指導の方針とも重なる見解がみられる。

領域「環境」に関連する内容に関しては、1948年の保育要領においての「年中行事」には「郷土的な気分を作ってやる」との記載があり、我が国古来から行われている年中行事を保育に取り入れ、子どもが「楽しみあう気持ちを養う」ことが推奨されていた。2017年の改訂内容においては、「我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れ、長い歴史の中で育んできた文化や伝統の豊かさに気付くことが大切」と解説に記されている。

現在、施行されている2017年改訂の要領、指針の領域「環境」における内容についての見解を述べていく。

一つ目は、内容に「国歌・国旗」に親しむことについて、国家主義的なことが内容に記載されている点である。「国

歌・国旗」の背景には教育基本法があり、愛国心をもつような事柄や「国歌・国旗」が要領、指針に導入され、愛国心に繋がるような保育内容が強化された。国歌・国旗にふれることで幼児期から自分の国に親しみ愛国心をもつ点においては有効であると考えられるが、幼児期には国歌のイメージをもたせることの十分な意味があるのかは疑問である。幼児期は子どもを取り巻く家族、幼稚園、保育所、近隣という概念はあると考えられるが、国歌という抽象的な概念は小学校以降の発達段階に応じて適切に学んでいくものであると考えられる。発達段階に応じた指導を行うことは、子どもの人権に即しているが、まだ認識せず、発達段階に応じていない事柄に関しては強制になる可能性もある。人格形成がされる乳幼児期に道徳的価値や国歌、国旗等の国民の間でも論争のある事柄を一方的に教え込むことは、子どもの自律性や自己表現を制約してしまうことも考えられる。この点において要領・指針では、指導助言的基準として考えることも必要ではないか。

二つ目に、2018年以前の要領では、周囲の環境への働きかけを通して「自ら考える」姿に価値があるとされていたが、2017年の改訂からは「自分の考えをよりよいものにしようとする」必要があるとしている。「よいか、悪いか」を基準とすれば、子どもの考えは大人により、正しいことへと修正すべきものと見なされる懸念がある。保育内容「環境」の変遷の中でも「正しく」の文言がみられていたが、現代でも同様な見解がみられる。子どもは周囲の人とのかかわりの中で自らの思考力や判断力の育ちにつながっている。「正しいこと・よいこと」への指導の強調は、「深い学び」を抑圧する恐れがあることを踏まえて、保育を展開していく必要がある。

三つ目に、国際化、情報化の影響により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、社会や国際的つながりへの意識を子どもが持てるような機会を増やしつつ、同時に、我が国の文化や伝統に親しめるようにしていくことが新たに設けられているが、そこには国家が敢えて意図している背景もあるのではないかと考えられる。一つはグローバルゼーションのもとで、世界規模の経済競争を勝ち抜く力や新しい時代を切り開くような人材をどのように生みだしていくか。新しい発想で世界的に企業活動が展開できるような幼児期から優れた能力をもつ人材を育成していきたいという背景もあるのではないか。一方、国際社会で活躍するが、日本の国のことも考えてほしい。日本人としての文化や伝統を守ってほしいという矛盾した思惑が入っているとも捉えられる。

こうした社会的背景が保育内容にも反映される中で、国の一方的な指導とも捉えられる様々な見解を述べたが、2017年改訂要領の解説を読み解き、内容についての理解を深めていく必要がある。

要領の解説においては、「教師が幼児の発達の実情を踏まえながら指導」「各領域に示している事項は、教師が幼児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、幼児の関わる環境を構成する場合の視点でもある」「それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なる」「幼児の発達を踏まえた適切な指導」が行われるようにしなければならない。変遷の中で要領の保育内容が小学校の教科と近似して示されたこともあったが、幼児期の発達特性を踏まえると、その教育のあり方は小学校以降の学校教育とは大きく異なっているということである。

また指針の解説では、「保育士等が子どもの発達の実情を踏まえながら援助」「保育所保育において、養護と教育は切り離せるものではないことに留意する」「乳幼児期の教育においては、こうした視点をもちながら、保育士等が一方的に働きかけるのではなく、子どもの意欲や主体性に基づく自発的な活動としての生活と遊びを通して、様々な学びが積み重ねられていくことが重要である」と記されている。これらによると、幼児の発達の実情を踏まえながら、「指導」「援助」をしていく必要があり、「保育者指導型」ではなく、子どもの主体性を大切に、保育者は幼児の発達を踏まえた環境構成、適切な指導を行う必要がある。ただし、保育所においては養護と教育に留意することが必要であ

るとされている。また「指導」と「援助」という言葉に含まれている文言について総合的にみると、筆者は「援助」の中に「指導」が含まれていると考える。つまり、子どもの成長発達の実態に添って支えることが「援助」であり、子どもの成長発達の過程で自ら考える力が育つための方向に導く「指導」も含まれると考えられる。子どもの成長のために、適切な指導と援助がされる一つの方法として、「環境を通して行う」ことが必要である。

環境を通して行う教育（保育）では、子どもが自発的・意欲的に環境に関わっていくことを重視している。つまり、環境を通して行う教育（保育）の考え方とは、保育者が子どもたちの成長にふさわしいと考えて構成した環境に子どもたちが自発的に意欲をもって関わり、具体的な活動を展開していくことを通して子どもたちの成長を図るということになる。子どもたちを主体にすれば、「環境を通して学ぶ」のである。「環境を通して学ぶ」とは、子どもが主体的に環境に関わることによって学んでいくということである。「何かの環境さえあれば子どもは其中で育つ」という考えでは教育とはいえない。保育という営みは基本的に「環境」を通して行うことが前提となっているため、「環境を通じた教育（保育）」の本当の意味を理解する必要がある。この考え方に立つと、保育者の役割は、主導権を握って活動を進めるのではなく、環境を構成すること、そして子どもたちの自発的な活動を支えていくこと、援助していくことだと考えられる。幼児が好奇心をもって身近な環境に関わり、幼児なりに考えを深めていく過程を大切に、保育者の一方的な「指導」により、子どもが自ら考える力を損なわないように援助していくことが必要である。

要領はおよそ10年ごとにその時代の要請に合わせた修正がされている。しかし、環境を通しての教育（保育）、子どもの自発性、幼児の経験等の基盤的な考え方は引き続き継承されている。今まで積み重ねられてきた教育、保育の変遷を振り返り、21世紀の中盤に向けて、子どもを取り巻く環境も視野に入れながら、幼児期から日本の大切な人材を育成していくという機能を担っていることの認識をもち、今一度、それにふさわしい保育の形を作っていくこと、また、教育・保育をする上での子どもの育ちには何が必要であるのか、子どもにとって何が大切なのかという視点をもつことが重要であると考えられる。

【参考文献】

- (1) 文部省「幼稚園教育要領・第Ⅱ章幼稚園教育の内容」（昭和31年度）
<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31k/chap2.htm> 2022年3月12日検索
- (2) 文部省「幼稚園教育要領・第2章内容」（昭和39年3月23日文部省告示第69号）
<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s38k/chap2.htm> 2022年3月12日検索
- (3) 文部科学省「小学校学習指導要領（妙）・第二章各教科 第四節理科 第二各学年の目標および内容」（昭和33年10月1日文部告示第80号）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318026.htm 2022年3月12日検索
- (4) 文部科学省「幼稚園教育要領・第2章ねらい及び内容」（平成元年3月15日文部省告示第23号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322229.htm 2022年3月12日検索
- (5) 文部科学省「幼稚園教育要領・第2章ねらい及び内容」（平成29年3月31日文部科学省告示第六十二）
https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf 2022年3月25日検索
- (6) 田島美穂（編）（2017）「平成29年告示幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定 こども園教育・保育要領〈原本〉」チャイルド本社
- (7) 無藤隆・汐見稔幸・砂上史子（2017）「ここがポイント！3法令ガイドブッカー新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解のために」株式会社フレーベル館

【引用文献】

- 1) 横山文樹 (2018) 「保育・教育ネオシリーズ [18] 保育内容・環境」株式会社同文書院, p.iv.
- 2) 谷田貝公昭 (編) (2019) 「改訂新版保育用語辞典」株式会社一藝社, p.365.
- 3) 塩美佐枝 (編) (2017) 「保育・教育ネオシリーズ [4] 保育内容総論」株式会社同文書院, p.29.
- 4) 前掲1). p.4.
- 5) 大宮勇雄 (2017) 「改定指針・要領の何が『問題』か」『保育白書2017年版』全国保育団体連絡会/保育研究所 (編), ひとりなる書房, p.161.
- 6) 大澤力 (編) (2015) 「実践保育内容シリーズ3 環境」株式会社一藝社, pp.21-22.
- 7) 小田豊・湯川秀樹 (編) (2009) 「新保育ライブラリ保育の内容・方法を知る 保育内容環境」北大路書房, p.3.
- 8) 同上, p.3.
- 9) 前掲2). pp.365-366.
- 10) 同上, p.408.
- 11) 森上史朗・柏女靈峰 (編) (2016) 「保育用語辞典 [第8版]」ミネルヴァ書房, p.59.
- 12) 柴崎正行 (編) (2009) 「教育・保育ネオシリーズ2 保育原理—新しい保育の基礎 (第3版)」同文書院, p.385.
- 13) 梅棹忠夫 (1989) 「講談社カラー版日本語大辞典」株式会社講談社, p.419.
- 14) 新村出 (編) (2018) 「広辞苑第七版」株式会社岩波書店, p.652.
- 15) 金田一春彦・池田弥三郎 (編) (1981) 「学研国語大辞典」株式会社学習研究社, p.401.
- 16) 和辻哲郎 (1979) 「風土—人間学的考察」株式会社岩波文庫
- 17) 大澤力 (編) (2018) 「(新版) 実践保育内容シリーズ3 環境」株式会社一藝社, pp.9-11.
- 18) 前掲1). p.1.
- 19) 吉田淳・横井一之 (2020) 「新・保育実践を支える環境」福村出版株式会社, pp.45-46.
- 20) 同上, p.46.
- 21) 同上, p.47.
- 22) 前掲3). p.25.
- 23) 前掲19). p.48.
- 24) 前掲3). p.27.
- 25) 前掲19). p.49.
- 26) 前掲3). pp.27-28.
- 27) 柴崎正行 (編) (2018) 「改訂版保育内容の基礎と演習」わかば社, p.69.
- 28) 同上, pp.71-72.
- 29) 前掲7). p.2.
- 30) 汐見稔幸 (2018) 「特集 保育の場から考える新指針・新要領『日本の保育・幼児教育はどこへ向かうのか』」『発達』通巻第154号, ミネルヴァ書房, p.7.
- 31) 文部科学省 (平成30年2月) 「幼稚園教育要領解説」 pp.25-26.
https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf 2022年3月12日検索
- 32) 同上, p.238.
- 33) 同上, p.90.
- 34) 同上, p.190.
- 35) 同上, p.192.
- 36) 同上, p.201.
- 37) 同上, p.197.

- 38) 中西新太郎 (2017) 「社会はどう変えられようとしているのか—対抗する視点をさぐる『安倍政権の教育政策は子どもたちをどこへ連れてゆくか』」月刊『保育情報』No489. AUG. 全国保育団体連絡会, p.5
- 39) 大宮勇雄 (2017) 「指針・要領改定論議は、保育をどこに導くのか—その批判的検討と私たちのめざす保育—」月刊『保育情報』No485. APR. 全国保育団体連絡会, pp.6-10.
- 40) 同上, p.8.
- 41) 全国保育問題研究協議会編集委員会 (編) (2017) 「特集:改定『保育所保育指針』・改訂『幼稚園教育要領』読み解く」『季刊保育問題研究』No286, (株)新読書社, p.59.
- 42) 見坊豪紀他 (1993) 「三省堂国語辞典第4版」株式会社三省堂, p.491.
- 43) 前掲13). p.865.
- 44) 前掲14). p.349.
- 45) 同上, p.114.
- 46) 前掲2). p.181.
- 47) 同上, p.36.
- 48) 厚生労働省 (平成30年2月) 「保育所保育指針解説」 pp.98-99.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf> 2022年3月12日 検索
- 49) 前掲31). pp.133-134.